

第百八十六回国会 衆議院 国土交通委員会 議 録 第 十 九 号

平成二十六年五月二十七日(火曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長	梶山 弘志君	理事	赤澤 亮正君	理事	秋元 司君		
理事	大塚 高司君	理事	西村 明宏君	理事	望月 義夫君	理事	若井 康彦君
理事	井上 英孝君	理事	伊藤 涉君	理事	秋本 真利君	理事	井林 辰憲君
理事	泉原 保二君	理事	岩田 和親君	理事	大西 英男君	理事	門 博文君
理事	菅野さちこ君	理事	國場幸之助君	理事	佐田玄一郎君	理事	斎藤 洋明君
理事	坂井 学君	理事	桜井 宏君	理事	清水 誠一君	理事	白須賀貴樹君
理事	谷川 弥一君	理事	土井 亨君	理事	中村 裕之君	理事	林 幹雄君
理事	原田 憲治君	理事	ふくだ峰之君	理事	前田 一男君	理事	宮澤 博行君
理事	務台 俊介君	理事	泉 健太君	理事	川端 達夫君	理事	後藤 祐一君
理事	寺島 義幸君	理事	岩永 裕貴君	理事	坂元 大輔君	理事	西岡 新君
理事	松田 学君	理事	村岡 敏英君	理事	北側 一雄君	理事	佐藤 英道君
理事	杉本かずみ君	理事	穀田 恵二君	理事	参議院国土交通委員長	理事	藤本 祐司君
参議院議員		参議院議員	渡辺 猛之君	参議院議員	国土交通大臣	参議院議員	太田 昭宏君
国土交通大臣		国土交通大臣	高木 毅君	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	土井 亨君
国土交通大臣		国土交通大臣	坂井 学君	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	坂井 学君

政府参考人
(警察庁刑事局組織犯罪対策部長)
室城 信之君

政府参考人
(総務省自治行政局長)
門山 泰明君

政府参考人
(厚生労働省労働基準局安全衛生部長)
半田 有通君

政府参考人
(国土交通省大臣官房技術審議官)
森 昌文君

政府参考人
(国土交通省総合政策局長)
西脇 隆俊君

政府参考人
(国土交通省土地・建設産業局長)
毛利 信二君

政府参考人
(国土交通省住宅局長)
井上 俊之君

政府参考人
(国土交通委員会専門員)
宮部 光君

委員の異動
五月二十七日
補欠選任
長坂 康正君
清水 誠一君
菅野さちこ君

同日
補欠選任
務台 俊介君
菅野さちこ君

同日
補欠選任
務台 俊介君
菅野さちこ君

同日
補欠選任
務台 俊介君
菅野さちこ君

同日
補欠選任
務台 俊介君
菅野さちこ君

同日
補欠選任
務台 俊介君
菅野さちこ君

同日
補欠選任
務台 俊介君
菅野さちこ君

同日
補欠選任
務台 俊介君
菅野さちこ君

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、建設業法等の一部を改正する法律案及び建築基準法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として国土交通省大臣官房技術審議官森昌文君、総合政策局長西脇隆俊君、土地・建設産業局長毛利信二君、住宅局長井上俊之君、警察庁刑事局組織犯罪対策部長室城信之君、総務省自治行政局長門山泰明君及び厚生労働省労働基準局安全衛生部長半田有通君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○梶山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○梶山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。泉健太君。

○泉委員 民主党の泉健太でございます。本日、大臣初め答弁をいただきますこと、感謝申し上げます。

私からは、この建設業法そのものについては、今回の改正は必要性があつて改正されるものでございまして、基本的にはそれは問題ないと思っておりますが、幾つか確認をしたい点と、建設に関する法案ですので、この機会に現在の建設における問題点、課題を少し大臣にお伺いをしたい、また国土交通省にお伺いをしたいというふうに思っております。

まず最初に、昨年の三月に一度取り上げさせていただきましたけれども、大臣も大変御関心のあつた、建設現場における仮設の足場の問題であります。

日本は世界に比べて、建設業労働災害の死亡率が、ある団体に言わせれば、ドイツの三倍、そしてイギリスの五倍ということで、事故の件数が多いというふうに指摘もされているところであります。

死亡事故が多いということも言われているわけですが、例えば、建設現場における墜落事故というもののについては、さまざまな分類があるかもしませんが、百五十七名という数字が平成二十四年の時点で出ております。これは労働安全衛生法のデータに基づくということで、一人親方は入っていないデータだということも言われておりますので、恐らく、純粋に現場における墜落事故という意味では、もう少し多い数字が出てくるのであろうというふうに思います。

そういつた中で、これまで国土交通省でも、安全対策というものは進められてきておりますし、一方で、厚生労働省の世界では、労働安全衛生という形で取り組みも進んでいるというふうに思います。

しかしながら、現在もなおこういった形で、労働安全衛生加入者として未加入者を含めて数多くの方々が、現場で墜落事故、転落事故を起こしているという状況がございます。これについての大臣の御認識をまずお伺いしたいと思います。

○太田国務大臣 建設業において、労働死亡災害のうちで、転落、墜落が最も多い。百五十七件とおっしゃいましたが、平成二十五年死亡災害が三百四十二件、うち墜落、転落によるものが百六十件、二番が崩壊、倒壊、三位が交通事故というふうな形になっております。

私は、去年三月ですか、泉先生からあつて、私もかなり前からそのことについて一生懸命やってきましたという答弁をしたことを記憶しております。

が、足場の安全確保を含めて、建設現場における墜落、転落災害対策の必要性を本場に痛感しています。

この間、国土交通省直轄工事におきましては、平成十五年より、足場について申し上げますと、足場工事の安全確保に資するために、厚生労働省の手すり先行工法等に関するガイドラインに基づいて施工を条件づけるというのをいたしております。足場には、墜落、転落を防止するために、二段手すり及び幅木を設置すること、そして工事の現場ごとに定期的に安全に関する研修、訓練等を実施することなど、建設現場の安全性向上に取り組んでいるところでございます。

また、厚生労働省においても、平成二十一年に労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落、転落災害防止措置が強化されているところでもございます。

しかし、なかなか、減つてはいるものの、依然として墜落、転落災害が極めて多く、年間で見ますと六千件発生していて、百六十名が亡くなっているという現状にございまして、こうした建設現場の墜落、転落災害の防止に力を注いでいかなくちやならぬと強く思っているところでございます。

○泉委員 大臣、ありがとうございます。

今大臣がおっしゃっていただいたように、六千件です。年間六千件の方々が墜落、転落の事故を起こしている。一人一人働く者が気をつけなければいんだというレベルを超えているというふうに私は思いますし、この実態が改善をしないといけないことについて、やはりもう一度、現行法で行われていることで果たして十分と言えるのかということはお考えいただきたいと思うんです。

この質問をさせていただく際に、役所からもいろいろ話を伺いましたけれども、私たちは一生懸命やっています、あるいは、現在のところの安全対策というのは、例えば安全帯という、腰に命綱を巻くような、そういうものでやられていますというところで、あとの転落については、さまざま

本来やってはいけないような行為を行って、例えば足場に外側から上つているときに落ちるだとか、あるいは外側で受け渡しをしているときに落ちてしまふとかいうことでの事故ですから仕方がありません、仕方がありませんと言うかどうかは別にして、そういうような形で、やれることはやっていますというわけですが、しかし、大臣がおっしゃったように、転落、墜落が六千件ですよ。

これは、そういう行為をさせないというように含めて、やはり抜本的に数を減らしていかなければ、本場にこの工事現場における、建設現場における墜落、転落というのは、なかなか今のままだと数は減らないというふうに思っています。

そして、前回も指摘をさせていただいたんですが、きょうおられる委員の皆さんにも聞いていただきたいんですけども、厚生労働省、お越しをいただいていると思いますが、労働安全衛生法、これが一人親方に適用されるのかどうか、まず御答弁ください。

○半田政府参考人 一人親方の問題でございまして、昨日七月一日から十二月三十一日までの半年間での死亡災害等について調査をしてございます。これによりまして、一人親方の方で亡くなっている方が二十六名でございました。こういう現状でございまして、

それから、災害の発生率という観点で少し見てみますと、建設業に従事する労働者の死亡災害の発生率が百万人当たり九十八人ということでございます。一人親方の死亡災害の発生率を試算しますと、百万人当たり約九十一人となっております。いまして、やはり同程度、こういう発生状況であると思っております。

それで、先ほど御指摘のございました、安全衛生法の適用があるかないかということでございまして、基本的には、安全衛生法は、事業者の方の責任において労働者の安全を確保していただくという法律でございまして、一人親方の方に対する

るものとはなっております。ただ、私どもも、そもそも建設業において多くの方々が墜落、転落によって命を落とされているというところは非常に重大な問題だと受けとめてございます。

このため、私ども、第十二次労働災害防止計画というのを策定してございまして、中でも建設業は特に重点の業種として位置づけて取り組んでございます。足場などからの墜落、転落対策にも力を入れているところでございます。

ただいま申し上げましたように、一人親方というのは事業者でございまして、安全衛生法上の労働者には当たりませんが、この安全衛生法では安全管理の義務を、元方事業者、こういった方々にも課してございまして、必要な安全対策を講じることを義務づけてございます。

こういった対策を講じていただくことによりまして、労働者とともに、一人親方の方の労働災害も減少していくものと考えているところでございまして。

○泉委員 ありがとうございます。

今聞いていただいたように、労働安全衛生規則にはさまざまな安全対策が書いてあります。例えば足場に関して言えば、足場の材料、第五百五十九条、「事業者は、足場の材料については、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用してはならない。」当たり前のような話ですけども、そういうものを初めとしてそれぞれ細かく書かれているわけですが、極端に言えば、こういうものは、労働者ですから事業者が労働者に対して守るべきものであつて、一人親方は労働者ではないというふうになされてしまふ。

ですから、極端に言う、建設現場で一人親方が転落事故を起こした、そうすると、最初は事故が起きたといつて監督署が見に来るんだけれども、あつ、これは労災の対象外ですねと言つて帰つていってしまう、そういうようなことが過去にあったというふうに向つております。しかし、昨年三月に質問させていただいたわけ

で、その後、大臣もいろいろと動いていただいたこともありまして、今ほど厚生労働省からお話があったように、七月からは、まずは事故の統計とか実態を調査していただいているということで、この七月から十二月において二十六名の方が亡くなったという調査結果が出てくるように、私は、これは一人親方と一般の労働者の事故率が高いから低いからという次元ではないと思います。やはり事故は減らさなきゃいけないということであつて、二十六名も亡くなられているのであつて、そういうものを防がなければいけないということであつて、一人親方にどうやって安全対策を講じていくのかということ、ぜひとも厚生労働省、そして国土交通省双方のアプローチからお考えいただきたいというのが私の趣旨であります。

その意味では、厚生労働省は、今ほどお話のあった安全衛生責任者というものがあつて、元方安全衛生管理者というものも置いて作業一般の安全管理をしていただいているということなんです。が、それもしつかりと一人親方に徹底されているかという観点でぜひ持っていたら、一人親方自身が、ある意味、衛生管理者になるべきなのかどうかという、自分自身を管理するという意味で、安全を守っていくとすれば、一人親方にもそれなりの講習ですとか安全対策の徹底ですとか、工事現場の特性ということの説明していただくような環境をつくらなければいけない。

要は、建設現場というのは、長い工期の間いろいろな人が入れかわり立ちかわり入るわけであつて、一人親方が工期の最初から最後までその現場に携わっているわけではないわけですね。足場がどういふふうに入組まれているか、あるいは現場でどういふ危険があるのか、風がどれくらい吹くのか、そういうことも、まさにその日初めて行つてわかるケースもあると思います。

そういった意味では、やはり、ほかの長く働いている建設現場の方々は情報も少ない、意思疎通も少ない中で一人親方が作業するということ

はあり得るわけですから、そういったところの情報の共有なり、危険性の共有というものが図られるようにぜひしていただきたいと思えます。

そして、国土交通省側のアプローチでちよつと提案をさせていただきますと、ショベルカーですとかクレーンの関係の事故も結構多いんですね。重機が倒れて死亡するとかいうケースが結構あるということ、国土交通省では、重点的安全対策というものを毎年公表されています。その中では、建設機械の施工の安全について、建設機械施工安全技術指針というものをつくられています。あるいはマニュアルをつくられているわけですね。

これは大変すばらしいことでありまして、建設機械でこういった国土交通省側のアプローチとして、誰がその重機を運転しようが、そこには、恐らく国土交通省側のアプローチというのは一人親方であろうが関係ないという話でありまして、重機を運転する者の安全と周囲にいる者の安全を守るために、建設機械施工安全技術指針、そしてマニュアルというものができております。

そういった意味でいいますと、この重点的安全対策の中には足場の事故防止というものが項目として入っておりますが、今、厚生労働省に確認をとつたように、労働安全衛生法を幾ら厳しくしても、基本的には使用者のもので働く労働者の安全対策というところから抜け切れないところがあります。そして情報が一人親方に完全に共有されているかということでは、まだまだ足りないというところもあるでしょうから、国土交通省として、ぜひ、現場の安全対策として、転落という事故が多いということに鑑みて、重点的安全対策、そして安全技術指針やマニュアルというところを、例えば仮設の足場についても、より明確につくっていただいて、現場で作業する人誰しもに、安全な環境をつくっていただく、こういうことも私は提案をさせていただきますと思えます。

具体的にはこういう提案については事前にお話をしておきまして、提案ということでお聞きをいただいで、大臣もうなずいていただいでおりますので、ぜひ御配慮をいただきたいというふうに思っています。

さて、もう少し細かいところでいきますと、安全衛生規則というのがあります。その中で、仮設の足場を思い浮かべていただくと、我々が小さいころには、木をひもでくくつたり針金でくくつたりしながら、本当に簡素な、全て木造の足場もよくありましたし、何の筋交いでもなく転落防止措置もないような足場も、当時はちつちやい工事現場あるいは建設現場であつたと思いますが、今は徐々に、さまざまな新しい安全な足場というのが出てきております。

そして、先ほど厚生労働省からもお話のあつた手すり先行工法、手すりが先にとんつくられていく、ですから、現場で作業する方々は大変安全だということ。そして、二段手すりなり幅木の設置ということで、もし体勢を崩しても転げ落ちない、落ちる空間を塞いでいく、こういうことが、すばらしい実例として挙げられているわけですね。

端的に国土交通省にお伺いしたいんですけれども、手すり先行工法等、二段手すりあるいは幅木の設置ということについて、これは国土交通省直轄事業においては採用されて、まさに成果が上がっているわけですね。死亡事故が三年間起きていないという成果が上がっている。しかし、先ほど大臣おっしゃられたように、建設業全体でいえば転落事故が六千件起きているということ、と、ぜひとも、国土交通省直轄事業だけではない広がりを見せたいと思えますけれども、そこにはどんな障害とかハードルがあつて、現在も国土交通省直轄事業にとどまっているのか、国土交通省、御説明ください。厚生労働省ですかね。どちらでも構いません。

○半田政府参考人 足場の対策でございますけれども、安全衛生規則五百六十四条一項四号におき

まして、五メートル以上の構造の足場の組み立てあるいは解体、変更といった作業に限定されてはございますが、これらの場合には、労働者に安全帯を使用させるなどの墜落防止措置が義務づけられてございます。

このほか、同じく同規則五百六十三条におきまして、高さ二メートル以上の足場については、手すりなどの墜落防止措置が義務づけられてございます。

こういった状況でございまして、私もとしましては、このほか、交差筋交いを使った枠組み足場での基準ですとか、いわゆる枠組み足場での手すり、枠組みを使ったときの基準といったようなことも定めてございまして、こういったものにつきましましては、法令で定めるとともに、さらに望ましい基準などについてはガイドラインなどで指導しているところでございます。

こういった取り組みにつきまして、なおこのままでいいのかどうかということも含めまして、現在、専門家の関係者の皆様にお集まりいただきまして、検討をやつていただいているところでございます。

○泉委員 今お話ありました、例えば安全衛生規則五百六十三条では、いわゆるバツテンの形をした筋交い、交差筋交いのことが書かれているわけですが、改め確認なんです、この交差筋交いというのは手すりなのか手すりではないのか、お答えください。

○半田政府参考人 交差筋交いを手すりであるかどうかということでは申し上げますと、もちろん手すりとは考えてございせん。

ただ、私も、ただいま先生の御指摘ありました五百六十三条では、墜落防止措置を義務づけているところ、ございまして、枠組み足場につきましても、交差筋交いと高さ十五センチ以上四十センチ以下の柵を設ける、もしくは手すり枠を設ける、このいずれかをやつていただくということですので、手すりとはみなしてございせん。

が、必要な墜落防止対策は義務づけて、取り組んでいるところでございます。

○泉委員 わかりました。

かつて昭和四十三年当時の見解では、枠組み足場を使用されている筋交いを手すり等とみなしてよいということ、貴見のとおりという答えが当時あつたというふうな伺つていますが、現在は手すりとはみなさないということでありまして、しかし、こういった手すり先行工法ですとか、二段手すり、そして幅木の設置、そういったものがちゃんとされなければやはり転げ落ちてしまう。そして、決して人間の頭というのは丈夫じゃありませんし、体も丈夫じゃありませんので、お話があつたように、二メートルより上に上がつていけば、どんな人でも大きな事故、傷害に至る可能性があるということからも、私はもう少し、転落事故が六千件ですから、やはりそれだけの方々が事故に遭つているということを考えますと、手すりの基準というものについては強化をしていたくべきではないかなというふうに思います。ぜひともそういった形で検討をお願いしたいというふうに思つております。

さて、今回の建設業法について、解体業者が業種区分に入つたわけですが、足場工事そのものが業種区分には入っておりません。このことについての理由をお聞かせください。

○毛利政府参考人 御指摘ありましたように、このたび業種区分に追加いたしました解体工事につきましては、一つは、これまでのストックの積み上がりによりました、今後、その解体ということ、工事量の増加が見込まれるということ、それから、市民を巻き込むような重大な事故の発生などが起こっている、こういうことに鑑みまして、必要な経験と技術者を備えた事業者による適正な施工の確保を図ろうとするものでございます。一方で、御指摘ありました解体工事以外に要望のあつた業種につきましても、検討の過程では、関係する業界団体から意見を聞きながら検討を進めてきたところでございます。足場工事に関係す

る複数の団体とも意見交換をさせていただいたところでございますけれども、一つは、関係する業界内の調整が引き続き必要であったということ、それから、対象となる工事範囲の区分の仕方につきましてもまだ整理が必要であるということ、こういった理由によりまして、引き続き検討を行うことというふうにしたところでございます。

今後、関係方面の取り組みや施工実態等を踏まえながら、検討の熟度が高まったものからさらに業種区分の見直しなどの対応を図っていく予定としておりますけれども、なお、あわせまして、先ほど来御指摘もありますけれども、その検討とあわせて、足場工事における安全性の確保につきましても、一定の安全性の高い足場の仮設の普及等を図ってまいりたいと考えております。

○泉委員 ありがとうございます。

仮設の足場工事の業界においても、仮設安全監理者というような形で講習や資格ということもできつつあると伺っております。ぜひ、業種区分として今後なっていくよう期待もしておりますし、積極的な検討をお願いしたいというふうに思います。

さて、具体的に、兵庫県で足場が倒壊をして、一般の方々が怪をするという事故がありました。二業者がこの工事に携わっていたということですが、新聞で見えていますと、そのうちの二業者は許可を屈けていない業者だったということでありました。あるいは、この業者における工事について言うと、足場の施工計画が提出されていたのかどうかということも問題になっているようですが、この二つ、許可業者か、そして足場の施工計画は提出されていたか、確認をしたいと思っております。

○毛利政府参考人 まず、御指摘がありました事故でございますけれども、四月三日、神戸市JR三ノ宮駅付近の五階建てのビルの解体工事現場で足場が倒壊して、通行されていた二名の方が負傷

するという事故でございました。

事故の原因等が、現在、警察当局と労働基準監督署で詳細に捜査中でございますので、細かい点を私どもでも説明することはできませんけれども、御指摘ありましたように、事故を起こした元請業者は、兵庫県知事の許可業者で、土木一式、とび・土工等の建設業の許可をとっておりまして、下請に入っております神戸市の業者につきましても、建設業の許可も建設リサイクル法の解体工事の登録も受けていなかったというところは把握いたしております。ただ、そのこと自体が、どういった問題が発生するかは、下請契約の内容が現在警察に資料として押収されておりますので、許可、登録義務違反なのかまでは判断ができていないところでございます。

まず、届け出につきましては、私どもとしては、建設リサイクル法の方を所管しておりますので申し上げますと、ことしの一月にリサイクル法の工事の届け出がなされていたというふうに神戸市から聞いております。

○半田政府参考人 足場の計画届が出されていたかどうかというお尋ねでございますが、大変申しわけございません、ちよつとこの件に関しまして、こういった個別の事案につきましましては、私ども、司法警察機関ということでございますので、答弁を差し控えていただきたいと思います。

○泉委員 そうしますと、厚労省に一点だけ確認は、安全衛生法の第八十八条でいうと、足場の施工計画の届け出というのは、足場が十メートル以上になるもの、そして組み立てから解体まで六十日以上の場合は計画を届けるということになっているわけですね。

しかし、今の時代、やはり安全ということは大変重要なものでありまして、しかも足場の場合には、工事現場のエリア内での事故にとどまるのであればともかく、それが高い高さになっていると、普通の一般の道路や歩道にまで、あるいは隣りの家にも倒れてくる可能性があるものであります。

す。そういった意味では、足場は一般の事故にもつながりやすい、公衆災害にもつながりやすいものだという認識を持っていたいただいていると思えます。

その意味では、解体まで六十日以上というこの計画の届け出を短くしていただくということも考えていただくべきじゃないか。例えば三十日以上という形にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○半田政府参考人 まず、御理解をぜひいただきたいと思っておりますのは、足場について、事業者に対する義務として安全衛生規則に定めてございますのは、労働災害防止という観点から、先ほど先生は、十メートル以上、解体まで六十日以上ということをおっしゃいましたけれども、足場に關しましてはもう少し幅広く規制をかけてございまして、倒壊防止措置、足場からの墜落防止措置といったしまして、設置期間にかかわらず、足場の高さが二メートル以上の場合には適用されてございます。その他、事業者に対しては、組み立て等の作業主任者の選任義務ですとか足場の点検義務などを定めているところでございます。

御指摘のように、計画届の対象となっておりますのは、高さ十メートル以上、設置期間六十日以上といったものになってございますが、これは特に倒壊のリスクが高いということから、足場の強度などを事前に確認するというところでございまして、ですから、先ほど申し上げました基準はそれ以下のもので全部適用があるわけでございますが、特に、十メートル以上、六十日以上のものに關しましては、監督署でもって強度等を事前に確認させていただくという趣旨で義務づけているものでございます。この点はぜひ御理解いただきたいと思います。

このように足場を設置する事業者が法定の倒壊防止措置を実施することが第一と考えてございまして、届け出の範囲を拡大することについては少し慎重に検討していくべきではないかと考えているところでございます。

○泉委員 きょうは時間も余りありませんので指摘にとどまらせていただきますが、かように私がいよいよ質疑を通じて感じるのは、労働安全衛生の世界でこれまで工事現場の安全対策を見てきたんだけれども、一つは一人親方の問題ですね。これが抜けているものを今後どうしていくか。これは今御努力いただいているところですが。

もう一つは、やはり公衆災害ですね。これは、国土交通省の方では公衆災害も減らそうということと取り組みをさせていただいておられますけれども、今のお話だと、足場の施工計画はあくまで労働現場というのか、工事現場の中の労働者のためのものということで、施工計画ということで、確かに厚生労働省の世界なんですね。

しかし、公衆災害ということにもなりますので、やはりそこは両面から、いかにして一般の方々への被害を防いでいくのかということについてお考えをいただきたいと思います。挟み打ちをしていただきたというところをお願いしたいと思っております。

さて、続いて、これは少しちいちゃな話ですけども、この質問をするに当たつていろいろ調べていましたら、国土交通省がすばらしい取り組みをされて、例えば道路工事の公共工事ですね。現場で標識というのか、工事現場にいろいろと、何をやっていくかがわかるように、工事中とかいう標識を立てるわけですけども、それをよりわかりやすい表現に変えていくという御努力をされていて、あるいは看板の色合いまで調和するものにしていく等々、見える化プロジェクトというのをやっている。大変すばらしいことだと思います。

一方で、私は、今回提案だけさせていただいたのは、道路工事のみならず、やはり、民間の例えば建設工事においても、一般の御家庭にまで完成予定図を外に張り出してくださいとは言いませんけれども、例えばある一定の大型の建築物については、いわゆる完成予定図みたいなものが外に張り出されると、非常に通行する方々もイメージが湧きやすい。

ここは、今現在は多分義務にはなっていないと思うんですね。現在義務になつていっているものは、なかなか一般の方々が読んでもわかりにくいような、工事監理者とか、商号または名称とか、代表者氏名とか、資格者証交付番号とか、行政的に理解をできるものを張っている。ごめんなさい、これは建設業の許可票の話です。済みません、ちよつと混同しましたけれども。

要は、工事現場において、できるだけ通行人でも理解をしやすような表示というものをぜひ御検討いただきたいということだけ申し述べておきたいというふうに思います。

さて、三つ目の最後の問題ですけれども、本法案でもあります暴力団対策についてであります。今回、「役員等」ということで少し幅広になつたということは評価できるわけです。そして、今回は、一度許可を与えた建設業者でも、許可の付与後に役員であることが判明した場合に、その業者を排除できるという規定をしておるわけですけれども、そもそも、今回の法改正に当たつて、そういった業者の事例があつたのかどうか、まずお答えいただきたいと思ひます。

○毛利政府参考人 現在の制度におきましては、御指摘ありましたように、許可の段階で、警察も連携しながら、暴力団かどうかということを確認することができるといふ中でありまして、許可後の中でこれが暴力団かどうかというのを把握できない仕組みになつていっているものから、例えば何社あつたかということは残念ながら困難でございます。

○泉委員 わかりました。
東京都の墨田区で、何かスカイツリーの関連でなんですけれども、かつて数年前に、建設会社の社長が外部の暴力団幹部にコントロールをされて公共事業を落札し、暴力団に資金が流れたとされる事案がありました。こういったものの場合、現在では許可は失われない欠格事由にもならないけれども、今後は、こういった会社、業者は許可を失ひ、あるいは、あるいは失うか、許可を失う

とともに数年間の欠格となるという理解でよろしいでしょうか。

○毛利政府参考人 御指摘ありましたような事案につきまして、一般論でお答えさせていただきますと、暴力団幹部にコントロールされた建設業者から暴力団に資金が流れるような事案、こういった事案につきましては、今回の改正によつて追加されました「暴力団員等がその事業活動を支配する者」との欠格要件に該当すると考えられますので、改正法の施行後は、業の許可が当然取り消されるということになります。

また、現時点でも、公共事業につきまして、これは、公共工事等からの暴力団の排除のために、発注者と警察との間で交わされている合意書に基づきまして、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者というのについては入札から排除するという取り組みが行われているところでございます。

○泉委員 一方で、きょう、警察庁にお越しをいただいているわけですが、犯罪対策関係会議といたのが各府庁またが構成されていまして、ここでは、暴力団排除の取り組みとして、暴力団員等や暴力団員等によりその事業活動を支配された者、あるいは暴力団員を不当に利用している者、そして暴力団員に便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力している者については、排除すべき対象としているわけですね。

今回のこの法律では、今私がお話しさせていただいた三つの分類について、これは犯罪対策関係会議で言われているものですが、そのいずれかに該当する場合は許可が取り消しになる、あるいは欠格事由になるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○毛利政府参考人 御指摘ありました犯罪対策関係会議の三つのケースでございますけれども、今回の改正につきましては、そのうちの一つである暴力団員等や暴力団員等によりその事業活動を支配された者ということにつきましては、明らかに許可の際に欠格要件に、そして許可の付与後にお

いてはその取り消し事由に該当するということでございます。

また、あとの二つの類型でございますけれども、暴力団員を不当に利用している者、または暴力団員に便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力している者につきましては、直ちに欠格要件等に該当する場合は、これは個別事案において判断をしなければいけないと考えますが、例えば、暴力団員を反復的に利用したり、便宜供与等を通じまして暴力団と一体であるとみなせる場合につきましては、今回の要件に入りました「暴力団員等がその事業活動を支配する者」に該当するといふふうに認められまして、欠格要件または許可の取り消し事由に該当すると判断することも十分可能ではないかと考えております。

○泉委員 きょう、警察庁にお越しをいただいておりますので確認したいんですが、そもそも暴力団員が一般企業で働くことはどうか解釈されているのかというか、警察庁としては、例えばその企業に、こちらで働いている誰々さんは暴力団員でどうか、というように通報したりされるのかどうか、そして、そもそも警察としては暴力団員が一般企業で働くことそのものはとめることはできないのか、この二点、確認したいと思ひます。

○室城政府参考人 お答え申し上げます。
行政機関等が要綱などで建設業者が暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者等である場合に公共工事等から排除する旨を定め、当該行政機関等が警察との間で情報提供のための合意書を交わしているという場合におきましては、事件捜査の過程等でのような事実が判明したときは、合意書に基づき通報をしているところでございます。

建設業者に対する通報につきましては、その通報が全く行われないということではありませんが、原則として、建設業の許可を行う行政機関等に通報を行うことで暴力団排除の目的が達成されるものと考えております。

○泉委員 今回、私がこの法案を見て少し気になつたのは、これまでの旧法では「役員」ということでありました。今回、「役員等」となりまして。しかし、そこには、経営者レベルというか役員クラスの支配力を有すると認められる者について許可を出さないということであつて、例えば社員に複数の暴力団員がいることは許容されてしまう可能性もあるということでもあります。

そういったところが果たしてちゃんと徹底されるのかどうかというか、先ほどの毛利さんの御答弁だと、状況によつては、これは暴力団員に便宜を供与する、暴力団の維持運営に協力しているといふことに当たる可能性もあるといふことかなと理解をしておりますので、経営者は暴力団員じゃないけれども、多くの暴力団員が仮にでもそこで働いているような建設会社があつたときに、それを健全な会社と呼ぶべきかどうかというところについては、ぜひ注意深く、警察庁とそして国土交通省、各行政連携をとりながら、全体的にそれが暴力団の利益になつていないかどうかというところをしっかりと見ていただきたいというところが私の願ひであります。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○梶山委員長 次に、杉本かずみ君。

○杉本委員 みんなの党の杉本かずみと申します。きょうもよろしくお願ひ申し上げます。

きょうは、建築業法、内閣提出第六十一号、それと、基準法の方が六十二号という両法律案について、細かい部分も含めて質問させていただきますが、質問数がまた多岐にわたつておりまして、できない部分についてはまた一般質疑等というところを、ちよつと事前にお話をさせていただきます。

それでは、まず、建設業法に関連する質問ということで、現状認識、建設にかかわる全体というところで把握をさせていただきたいんです。

建設業界、政府の投資もあれば民間投資もあつて、その総額が国内の需要をつくつていっていると思ひますけれども、三年前の震災もあり、そして今後

の南海トラフ等の、あるいは東京直下、こういったことに対する防災・減災、そして、六年後ですが、東京オリンピックの需要、こういったものが複合的にある中で、平成二十二年あたりを底に、この建設需要といったものが底を打って増加傾向にあるという認識を持っております。

しかし、一方で、御案内のとおり、我が国の借財は国と地方を合わせて一千兆を超えるような状況で、大きな財政制約を抱えているということも事実であり、また、財政破綻の懸念も率直に言いつて拭い去れない現状にあるということで私は考えております。

景気回復による民需が昨今増勢の勢いにもあると思いますが、こういったいろいろな要因がございすけれども、そういった要因、あるいは景気の循環の流れの中で、建設業界の需要といったものが今後も続く見通しかどうか。

そしてまた、あわせて、ちよつと数字的なところで、就業者数と業者の数といった意味で、平成二十四年ベースで見ますと、就業者が五百三万人、そして業者数が約四十七万という数値がございすけれども、こういった数値を含めて、今後の見通しをどうお考えになつておられるか、教えてください。

○太田国務大臣 これは非常に大事な問題で、まず、二〇五〇年の国土のグランドデザインを考える。そして、グランドデザインの中に、危機管理としての防災・減災という、特に南海トラフや首都直下の地震というものを、そして老朽化対策という、この委員会でも随分議論になりましたことを考える。そして、財政制約というものを考えますと、二〇二〇年、東京オリンピック・パラリンピックということで急に建設需要が増すというふうには逆にはたかはない。二〇二〇年をゴールに絶対にはたかはない。そして、二〇二〇年をマイルストーンとして考えて、建設需要ということであれば、これは努力をして、ずっと平準化し、そして恒常化していくというふうな、そういったものにする必要があるというふうに考えています。

す。どうなるかという角度では、いわゆる民間の投資という点においては、民間投資はもちろん景気に関係しますものですが、これは景気をよくしていくという流れをそのまま続けるということを前提にするんですが、ここは上がった下がったというところは時に必要ではない。しかし、政府投資の総額ということにおいては、ずっと公共事業は縮減をされてきて、ことしやつとまた、そして実質的には横ばいという予算組みをさせていただいている。これを私は、急にまた景気対策というところをふやすべきではないし、二〇二〇年というところにおいても必要なことは当然やらないといけないんですけれども、そこで、何か景気がよくなるようにというふうな気合いで二〇二〇年というものにしてはいけません。

国の公共投資ということでは、昨年来、私が担当してきましてから、防災・減災、老朽化対策、メンテナンス、耐震化という部門に力を入れなくてはならないということで、四回、補正と本予算、補正と本予算ということをさせていたでいてるんですが、大体、従来とは違って半分以上、五〇%以上はその部門にということにしています。まずまずこれから、そうした防災・減災、老朽化対策、メンテナンス、耐震化、こういうところに公共投資としてのメインストリームはあるというふうに考えているところです。

建設産業の従事者は、私たちは、もう長年携わつていまして、大体六百万人と五十五万業者というふうな思つてきましたが、今、杉本先生御指摘のように五百三万人、そして建設の業者が六十万がピークであつたんですが、今は四十七万という形になつています。

この数が多いかどうかということ以上に一番注目しているかなくてはならないのは、いわゆる職人さん、現場の技能労働者がしつかり確保されるかどうかということが私は一番大事だということに思つていまして、できるだけ予算とか投資規模が

恒常的に平準化し、安定していく上に、そこに若手の方も含めて現場の技能労働者が確保されて、それで防災・減災、老朽化対策等をしつかりやつていただくという業界というものの基本というのは今打ち立てていかなくてはならないのではないかとこのように思つていまして、このように思つています。

○杉本委員 大臣、まことにありがとうございます。非常に全体観がよくわかるお話だつたと思ひます。決して、この需要といったものが一時的に二〇二〇年をピークにということであつてはならなくて、平準化、恒常化が必要だということをお話を承つたと理解させていただきまして、また、補正と本予算、四回あつた中で、防災・減災、老朽化、メンテナンス、耐震化というところに五〇%以上力点を置かれたという点は、党派を超えて、非常にいい政策を打つていただいているなと思つております。

また、大臣が言われた六百万人、私の場合は六十万社というイメージがずっと残つていたんですが、けれども、今回質問させていただくに当たつて、やはり五百三万で四十七万にむしろ減つていのか、あるいはピークが多かつたのかわかりませんが、けれども、そういった変化の中で、いわゆる職人と言われる技術者を確保していくということが、これは日本が特に大事でもありませんけれども、世界共有で、最近建設が盛んになつて中東あたりでも、あるいは逆にちよつと建設がとまつてい中国を初めとするアジアの一部なんかでも、やはり専門化した鉄筋工、溶接工、こういった専門家の人が、あるいは土木の専門家も必要かと思ひますが、極めて重要な人材だという認識を私は持つておりますので、そういった方々を、しっかりと若い方を中心にふやしていくように協力させていただければと思つております。

ちよつと関連する質問になるかもしれないんですが、今お話しの中で、平準化、恒常化が大切だということお言葉もありましたけれども、一方で、やはり景気というのは、循環して、そして、ポリシミックスと言われる金融政策と財政政策、この両方が相まって、日本なり世界それぞれの経済をうまく運営していかなくてはならないという観点から、ちよつと質問させていただきたいんです。

メンテナンス元年ではなくて二年目に入つているわけでありすけれども、こういった中で、メンテナンスをする地域だとかあるいは具体的な場所だとか、こういった内容ができるだけ中長期的に開示していただくということが、ある意味で、建設業界が安定的にゴーイングコンサーンとして企業体が存続できることにつながるのではないかと思つています。

中長期、五年、十年、こういった長さで、メンテナンス計画を、路線名だとかあるいはメンテナンス箇所、メンテナンス時期、こういったことができる限り具体的に開示していただくことが重要かと思ひますけれども、こういったことを今後開示していく、予測可能性といったものを示していくおつもりがあるか、あるいは、今後の研究課題だけれども考えていかなければいけないのか、このあたりを教えてください。

○高木副大臣 高度経済成長期、どんなインフラ整備が進んだわけでありすけれども、それがこれから急速に老朽化するということで、このメンテナンスというのを戦略的に行うということが必要だと考えております。

このため、昨年十一月に、インフラ長寿基基本計画というのを政府がつくりまして、それに基づきまして、つい先日でございすけれども、五月の二十一日に、国交省のインフラ長寿基画、いわゆる行動計画というのを作成いたしました。

今後は、これに基づきまして、個々の施設ごとに、点検や修繕、更新といった対策とその時期等を記載した個別施設計画を策定していく、それを示していく、そして計画的に実施していくということが重要だと考えておまして、それが、すな

わち委員御指摘の予測可能性につながるものだと
いうふうに考えているところでございます。

さらに、国が管理する施設ばかりではなくて、
地方公共団体等に対しても、策定手続等の技術的
支援や交付金等の財政的支援を実施することによ
りまして、地方でも個別施設計画の策定が進んで
いくように、国交省としても指導をしていきたい
というふうに考えているところでございます。

○杉本委員

高木副大臣、ありがとうございます。

インフラの長寿化計画、行動計画、こういった
ものができる限り細やかに、前広にオープンに
していただくことにより、建設業界がゴーイン
グコンサーンとして経営しやすいような環境を引
き続きつくっていただいて、役所と、あるいは国
と、あるいは地域の行政と企業がうまくかみ合
うということをお願いしたく申し上げます。

さて、次に、建設業法の細かな内容について
ちよつと伺っていきたくんですけども、提案理
由説明でも「いわゆるダンピング受注」という表現
があつたんです。法文上はダンピングという言葉
を定義して使つてはいないんですけども、あえ
て使つていない理由、使つた方がわかりやすいよ
うな気もいたしますし、いや、誤解を生むのなか
なという懸念もあるんですけども、この理由をお
聞かせいただきたいのと、ちよつと次の質問とあ
わせて伺いますけれども、今回の改正によつて制
限されるダンピングと、入札者が個別に競争力を
高めるために企業努力をしているといった部分を
いかに峻別、区別していくのか、このあたりを教
えていただければと思います。

○毛利政府参考人

まず、私の方から、ダンピン
グという言葉は法律で今回使わなかつた理由につ
いて、初めて御指摘をいただいたことではござい
ますけれども、ダンピングという用語自体は、委
員御承知のとおり、建設業界ですとか入札契約制
度の中では既に相当人口に膾炙した用語ではない
かと考えておりますし、これまでの入契法適正化
指針におきましても既に「いわゆるダンピング」と

いうふうに記載をいたしてきたところでございま
す。

しかし、今回、法律の中では、これが法令用語
としてなじむかどうかということが一点、もう一
つは、ダンピングという言葉自体よりも、その具
体的な、実質的な内容を初めてあらわすことに意
味がある、すなわち、その請負代金の額によりま
しては公共工事の適正な施工が通常見込まれない
契約の防止を図ることが一番大事だということ
から、入札契約適正化の柱として追加してお
りまして、そういう理由から、言葉よりも内容に
こだわつたということでございます。

○杉本委員

わかりました。

ちよつと二つ目の質問は御答弁がなかつたんで
すけれども、飛ばさせて、次へ行かせていただき
ます。いいですか。御答弁いただけるのであれ
ば、ぜひ。

○土井大臣政務官 申しわけありません。御質問
をいただきました。

改正案におきましては、入札契約適正化の基本
的な事項といたしまして、その請負代金の額に
よつては公共工事の適正な施工が通常見込まれ
ない契約の締結防止を図ることといたしておりま
す。

具体的には、低入札価格調査制度を活用いたし
まして、基準価格を下回る額の応札があつた場合
には、ダンピングのおそれがあるものとして、適
正な施工が可能かどうかの観点から調査を行い、
不適当な受注を排除するなどという措置をとつて
いるところでございます。

その上で、御指摘がありました、ダンピングで
はない応札の中から、企業努力の成果として提出
をされる技術提案等を踏まえ、価格と品質を総合
的に評価した上で発注先を選定いたしているとい
うこともございます。

○杉本委員

御答弁どうもありがとうございます。

土井政務官、御無礼いたしました。
次に、今お話のあつた低入札価格調査制度等に
ついてなんですけれども、発注者において、この

低入札価格調査制度あるいは最低制限価格制度を
活用してダンピング受注排除を図るということに
なつていきますけれども、いただいている資料等
で、二百三十二市区町村においてはいずれの制度
も導入していない、これは二十四年の九月一日現
在の数字です。

今、ダンピング対策強化をするに当たつて、
この導入していない現状をいかに見たらいいの
か。この二百三十二市区町村は、うまくいつてい
るので大丈夫なんだということなのか、それと
も、ぜひとも導入していただきたいんだけれども
導入がうまくいっている、していないんだ、という
理解をした方がいいのか、そしてまた、もし導入
をお願いする場合には、国や都道府県はいかなる協
力や支援ができるのか、この点を確認させてくだ
さい。

○毛利政府参考人

最低制限価格制度と低入札価
格調査制度は、ダンピング受注の防止等に重要な
役割を果たしております。総務省と連携した要
請などを通じて、これまで、その導入、活用
の推進に努めてきております。

このため、この制度のいづれも導入していない
発注者は毎年減少しております。平成二十年か
らの五カ年を見ましても、三百五十九市区町村か
ら委員御指摘のありました二百三十二市区町村へ
と二百二十七市区町村減少したわけでありませ
うが、まだこれだけ残っているという認識でござい
ます。

こうした中、一般の入契法の改正案におきまし
て、基本となるべき事項にダンピング防止を追加
させていただいておりますし、また、品確法の改
正案におきまして、低入札価格調査基準あるいは
最低制限価格、こういったものの適切な設定が発
注者の責務として追加されるというふうに承知を
いたしております。

国交省としましては、これらの法改正を踏まえ
まして、運用指針への明記、あるいは、総務省と
連携した文書による要請、自治体へのきめ細かな
説明などを通じて働きかけを一層強化しまし

て、全ての発注者でこれらの制度の導入、活用が
進むように取り組んでまいる考えです。

○杉本委員 毛利局長、どうもありがとうございます。

次に、入札の内訳書の提出義務化ということ
をするということで今法改正がございますけれど
も、この内訳書のひな形、共通フォーマット化と
いつたことは図られるのかどうかの確認と、そこ
に当たつての必須項目は一体何なのかというこ
と、そして、この義務づけに当たつて罰則規定は
設けるのか設けないのかの確認もさせていただ
ければと思います。

○毛利政府参考人

御承知と存じますが、入札金
額の内訳書の提出につきましては、既に多くの発
注者が求めている実態がございまして、発注者に
よりましては、必要に応じてみずから様式を定め
ているということでございます。

このため、今回の法律に基づく義務化に当たり
まして、工事規模等にに応じ、また必要に応じて
各発注者が様式を定めることを想定しておりま
す。国としても、今後、各発注者が活用できるひ
な形は作成したいというふうに考えているところ
でございます。

また、項目につきましては、一般的には、直接
工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の
大項目の内訳ぐらいは必要になるというふうに考
えております。

罰則の点でございしますが、内訳書を提出
しなかつた場合の罰則は本法案で規定しておりま
せん。しかしながら、建設業者が入札の際にこの
内訳書を提出しなかつた場合におきましては、発
注者は入契法第十三条の「必要な措置を講じると
いうこと」で、具体的には、入札を失格にする等の
対応をとることを想定しております。この失格
でもつてかなり大きなペナルティーだという理解
でございます。

○杉本委員

ありがとうございます。

その関連で、内訳書の提出義務づけに当たつ
て、見積もり能力のない業者を排除するというこ

とかと思いますけれども、発注者側なのか、見積もり能力の有無を見抜く目ききする人間が発注者側の能力として必要だと思いますけれども、この目きき項目、目ききとして必要な項目、学歴は関係ないと思いますけれども、こういった能力を要求、想定しておられるかも確認させてください。

○土井大臣政務官 提出されました内訳書につきましては、その内容が施工実態を反映したものかどうかの確認が必要と考えておりまして、工事の積算経験などの発注関係事務に従事した経験等が求められると考えております。

なお、必要な人数につきましては、工事の内容等によって異なり、一概には言えませんが、職員が不足する場合には、補助的な業務を外部委託することなども必要と考えております。

○杉本委員 ありがとうございます。

次に、ダンピングと社会保険の未加入の問題でちよつと数字をお伺いしようと思ったんですけども、適当な資料が見つかりましたので、この質問はちよつと割愛させていただければと思います。

次に、手抜き工事防止、不当な中間搾取防止の観点から、施工体制台帳というものがあつて、これが三千万円以下の小規模工事にも適用拡大ということになるというのが今次法改正かと思ひますが、この台帳の存在とその提出の意義も非常に大きなものだといふに私も考えておりますけれども、先ほどと共通の質問になるかもしれません、ひな形であつたり共通フォーマット化はこの施工体制台帳についても図られていのかどうか。

先ほど、毛利局長からは、内訳書のひな形をつくつていきたいという言葉をいただきました。やはり政策当局が範を示すというか方向感を出すということとは極めて重要だと思いますので、そういったことを施工体制台帳についても多分行われるといふふうに私は思っておりますけれども、そういったことを当局がしっかりとやっているんだと

いうことを広く国民に知つていただくことによつて、ダンピング防止あるいはこういった公共工事等の透明化といったものが図られると思うんです。

この周知徹底、広く国民に知つてもらふ、こういう姿勢をぜひとつていただきたいんですけれども、ホームページの開示、あるいはその他の方法等、いかなる状況になつていのかを含めて、共通フォーマット化、ひな形化、この施工体制台帳についてあわせて答弁いただければと思います。

○毛利政府参考人 このたびの施工体制台帳につきまして、一定の御評価をいただきました。

お尋ねのありました施工体制台帳のフォーマットでございまして、現時点では法令上統一したものは定めておりませんが、実は、建設業団体におきまして標準様式が定められ、これがかなり普及しているところでございまして、国土交通省としましては、この様式をベースに作成例を定めまして、既に下請指導ガイドラインという形で周知を図つてきているところでございます。その活用を図つてまいりたいということがございます。

また一方で、御指摘ありました、広くその取り組みを周知していく上でのホームページの活用でございまして、このたびの改正によりまして、全ての公共工事に施工体制台帳の義務づけの対象が拡大しまして、いわばその裾野が広がるといふことでございまして、よりわかりやすくすることと重要だと考え、法律が成立しまして、施行されるまでの間に、国交省のホームページ等に作成例、記載事項を明示することなどを考えてまいりたいと思います。

○杉本委員 局長、ありがとうございます。

次に、談合防止策といった点について。今次法改正、談合防止につながるというふうな表記が幾つか説明資料にあつたんですけれども、ダンピング対策とともに、談合防止策という点で、今回の法改正がどういう効果を生むのか、具体的にちよつと見えてこない部分があるので、改

めて、談合防止という点で今回の法改正が意義ある点を御説明を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○土井大臣政務官 入札契約適正化法におきましても、全ての発注者に対して、入札契約の情報の公表、談合情報の公正取引委員会への通知等を義務づけるなど、不正行為の防止のための制度を整備してきております。

改正案におきましては、入札の際に入札金額の内訳書の提出を義務づけるとともに、発注者は、談合等の不正行為の防止の観点からも、当該内訳書を確認することとしたしております。これらによりまして、談合情報が寄せられた場合など、談合の可能性が疑われるときに、内訳書を比較するなどにより、入札手続を中止、関係機関に内訳書を提出するといった対応とすることも可能となります。より一層の談合の防止、排除につながる効果が見られるものと見込まれております。

○杉本委員 内訳書を比較してみたりする、こういうようなことの効果ということでございます。ありがとうございます。

次に、大臣の御答弁でもありましたけれども、いわゆる職人さんという意味で、労働単価について質問したいんですけれども、先ほどの全体の数字ともリンクするかもしれませんが、ここ二年間の労働単価は増勢傾向にあるといふふうに見てとれるかと思ひます。鉄筋工、型枠工、それぞれ二十五年度比でプラス七・八、プラス七・九とありますけれども、このいわゆる職人さんという専門性を持った方々の労働単価について、今後上がっていくと、これはデフレ脱却ともリンクするかも思ふんですけれども、その見直し、あるいは政府が期待する傾向、この辺を教えてください。

○高木副大臣 これまで十六年間で下がり続けていたわけでありまして、昨年度、設計労働単価二五・一％引き上げ、そしてまた、さらに賃金の上昇傾向を踏まえまして、本年二月にも七・一％引き上げました。

優秀な技能労働者がしっかりとこの業界に入つてきていただけたためには、しっかりと賃金を上げていくということ。そのためには、まず適切に公共工事の、今申し上げた労働単価を設定するということが、そしてそれがしっかりと賃金に反映するということ、この二点が重要だといふふうに考えておりまして、公共工事予定価格を適切に積算するために、実勢を反映するといふことが必要だと考えております。

このため、毎年十月に、公共工事に従事する技能労働者約十六万人について、賃金台帳等により賃金の支払い実態の調査を行ひまして、労働市場の実勢価格をもとに適切な設計労働単価の設定を行うということが、先ほど申し上げたようにまず大事なことです。

そして、次に業界の方たちがしっかりとその労働単価を賃金に反映していただくという点と、昨年度四月には大臣から、そしてまた昨年度の十月、さらにことし一月には、私、今、国交省におきまして建設産業活性化会議というのを主宰しておりますけれども、座長である私から建設業団体に対して、繰り返し、適正な水準の賃金を支払うように要請をしているところでございます。こうした取り組みの成果や最近の労働需給の逼迫により、建設業の技能労働者等の賃金は現在上昇傾向にあるといふふうに考えております。

今後についての予測でございますけれども、これは労働需給等の影響に左右されますので確たることは申し上げられませんが、現在の賃金の上昇傾向が、下請も含めた技能労働者にも確実に行き届くよう、引き続き、適切な賃金水準の確保の取り組みを進めていくといふふうに考えているところでございます。

○杉本委員 ちよつと関連で、デフレ脱却に向けて賃金水準確保という中で、最低制限価格が入札前に公表されるというふうなことがあつて、入札参加者の多くが受注を優先させるために最低制限価格で入札を一生懸命して、その結果、複数の入札参加者が横並びに出てきて、結局くじ引きで落

札される。安値受注した余波が労働者の賃金にはね返って、そしてまた、翌年の公共工事設計労務単価にまた反映されるというような負のスパイラルというのが、具体的には石川県七尾市の事例なんかで見られておりますけれども、こういった最低制限価格の事前公表、これは会計法上、地方自治法上の改善が必要と考えますけれども、この問題点というか現状認識、改善策、この辺についてだけ、ちよつと最後、御答弁いただければと思います。

○門山政府参考人 お答えいたします。

最低制限価格制度を採用しております団体は、二十四年九月一日時点におきまして千四百十五団体ございますけれども、そのうち二百二十九団体が最低制限価格の全部あるいは一部を事前公表しているということで承知いたしております。

この最低制限価格の公表に関しては、適正化指針におきまして、建設業者の真の技術力、経営力による競争を損ねる弊害が生じることから、入札の前には公表しないこととされているわけでございますが、この適正化指針に定められた事項、まさに入札契約適正化法において一律に発注者に義務づけられております事項と異なりまして、各発注者の多様性に配慮しつつ、各発注者が措置を講ずるよう努力すべきものとして定められているというものでございます。

事前公表を行っております地方団体に伺いますと、やはり発注者による情報漏えいという不正行為を根絶するために最低制限価格等の事前公表を行つていふというふうにおつちやつていふわけでございますが、こうした側面がありますことから、直ちに否定ということとはできないというふうを考えております。

ただ、総務省といたしましても、情報の公開性を柱としております入札契約適正化法の体系の中で、適正化指針の内容が徹底されますように、引き続き、国土交通省と連携いたしまして、地方公共団体に対して丁寧な働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○杉本委員 時間となりました。終了いたします。ありがとうございました。

○梶山委員長 次に、穀田恵二君。

○穀田委員 きょうは、まず建築基準法について質問します。

仮使用承認制度について聞きます。

これまで特定行政庁しか審査承認できなかったけれども、今回、これを民間検査機関でもできるようにしようというものです。なぜ特定行政庁しかできないとしたのかということになるわけですが、仮使用の審査承認を民間確認検査機関ができるようにすることによって、事故など発生した場合の責任はどうなるのか。

また、私は、この間ずっと姉齒事件以来やつてきましたけれども、民間確認検査機関といえ、耐震偽装事件、それから今言った姉齒事件のときに、建築物の安全を守るべき建築確認を営利目的の民間会社任せられた規制緩和が背景にあったんじゃないかという問題がありました。安全が、一部悪質業者による圧力や買収によりゆがめられることがないのか、その担保はどうなっているのかについて、簡潔にお答えください。

○坂井大臣政務官 仮使用を認めるこの制度につきましては、今までは特定行政庁のみが個別に裁量性のある判断を行つてまいりましたけれども、今回の改正は、指定確認検査機関が仮使用を認定することができることにするものでございます。

このため、指定確認検査機関に裁量の余地を残さないように、客観的に判断ができて、かつ十分な安全性を確保し、発災を防止する認定基準というものを国土交通省においてまず定めてまいります。

そして、指定確認検査機関に全て委ねるというわけではございませんで、特定行政庁が報告の中身を確認いたしまして、認定基準に適合しないと認めるときはその効力を失わせることができるというようにしておりますし、また、指定確認検査機関が認定基準に適合しない建築物の仮使用を認

定したというような、ある意味、やつてはいけなことが出てきた場合は、当該機関を行政処分の対象といたします。

こうした措置によりまして、今回の改正を原因とした安全性を損なうというような問題は起こらないのではないかと、こう考えておりますけれども、今後とも、特定行政庁と連携をし、指定確認検査機関等に対して十分な周知を行うことによりまして、制度を適切に運用できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○穀田委員 今ありました、起こらないのはないかということでは困るわけで、起こらないと言つてもならないと困るわけで、もちろんそういうことについて言えば、私、何でもこんなことを言つていくかという、民間確認検査機関については営利目的で競争を認めたままということ、それと、特定行政庁が建築確認検査の責任を持つ仕組みについて、やはり曖昧では困るわけですから、そこを言っているんだということを御理解願いたいと思います。

次に、容積率制限の合理化について少し聞きます。

この改正で、地下室の床面積を延べ床面積に算入しない特例を老人ホーム等についても適用するとしております。かつての改正で、マンション等がこの特例で、傾斜地に巨大地下室マンションが建設され、社会問題になりました。お年寄りの方々が住む老人ホームでは、こうしたことが起こらないという保証はあるのでしょうか。

○坂井大臣政務官 地下室マンションの問題等々、以前ございまして、平成十六年に法改正を行つて、地方公共団体の条例により対応してきたところでございます。

今回も、この不算入の対象に追加される老人ホーム等について、住宅と同様の問題の発生が懸念されます。なので、この条例により同様に制限できるように措置していきたいと考えておりまして、地方公共団体が条例を準備する期間も考慮いたしまして、本特例の施行期日を法令の公布日から

一年以内としております。

国土交通省におきましては、地方公共団体において条例の制定や改正が適切に行えるよう周知徹底をし、連携をして取り組んでまいりたいと思っております。

○穀田委員 これも、何でもこんなことを言っているかという、実は九四年六月の法改正時に、我が党の議員の質問で、地下に二階とか三階とか、敷地で広大な地下面積をつくる、こういうことになるんじゃないか、この質問に対して、居室を地下につくつてはいけないという規定がございますので、それで実際上はそういうものはつくつてこないだろう、利用されないだろうというふうにして、今ありましたように、社会問題にまでなつた経過があるので確認をした。やはり今までの経過がありますから、こういう点を確認しておきたいと思つたわけであります。

次に、建設業法改正案について質問します。

まず、入札不調、不発急増の要因をどう認識しているかということでありませう。

各地で入札不調、不発が増加し、生活に身近な事業が影響を受けている事態も生まれております。四月に共同通信がアンケート調査した内容を見ますと、都道府県が平成二十五年四月から十二月に実施した公共工事の入札のうち、受注業者の決まらない入札不調などが占める割合は平均七・八％で、例年の二から三％に比べ急増している。宮城が最大の二五・七％、仙台は大臣がどこかで答弁していますけれども四・八％、沖縄で二・三％、岩手で二・一・八が続いて、住宅の高台移転など震災復興が本格化した影響が大きい、沖縄は以前から離島の工事で不調が目立つ、こういうふうに書いています。

生活に身近な工事の例では、尼崎公害訴訟の環境対策工事、尼崎市の国道四十三号沿いに住む公害患者らのための歩道橋のエレベーター設置工事が、昨年八月に公告したけれども入札が不調となつていた例もあります。

被災地を初め、全国的な入札不調、不落の原因が何なのか、背景は何なのか、そういう点の認識をお伺いします。

○土井大臣政務官 先生御指摘いただきましたように、入札の不調の現状、原因というものは、被災地と全国で状況が異なると認識をいたしております。

まず、被災地の入札不調につきましては、発注工事の増加に伴い、条件の悪い工事を中心に発生しておりますけれども、平成二十五年度は、二十四年度に比較すると、おおむね減少傾向でありまして、一方、不調となった工事につきましても、再発注時にロットの大型化など工夫を行うことにより、ほぼ契約に至っている状況であり、工事は着実に進んでいると考えております。

全国的には、現在、入札不調が起こっているのは、土木工事よりもむしろ建築工事を中心でございまして、特に公共団体が発注する大型建築工事におきましては、繰り返し入札不調となるものが多く見られております。この一番の原因は、やはり、予定価格が実態の価格に合っていないことが原因になっているというふうに考えております。

○穀田委員 今の土井政務官によると、入札不調の原因として、予定価格が実態価格、実勢価格に合っていないということなんです、お話がありましたけれども。

国交省は、大体、労務単価の引き上げとか自治体による歩切りの根拠など、予定価格の引き上げなどを行って一定の効果が上がっている、こう見ているわけですね。私は、資材だとか人件費だとかというのが上がって、それに見合っただけで予定価格を引き上げるのは当然のことだと思っております。ただ、不調、不落の原因、背景について、発注価格、予定価格の設定だけが問題ではないと私は考えます。

私の住む京都の、地元の建設現場の話を書きますと、公共工事を中心に仕事が入っているのは確かだ、しかし、これまでコスト削減を強いられ、

ぎりぎりまで人員を整理してきた、突然に発注がふえても人を確保するのが困難で、発注されても受注できない。十人、二十人で仕事をやってきたところに三十人が必要な仕事があつても、人員を確保ができないから対応できないなど、入札参加するにも受けられないという声もありました。

やはり、不調、不落の原因として、地域業者自身が疲弊していること、それから、技能労働者の不足があることをきちんと見ておくべきではないかと私は思うんですね。したがって、入札不調を抜本的に改善するには、工事を請け負う業者の経営基盤の改善と技能労働者の確保、育成が不可欠であります。

そこで聞きたい。今回の建設業法等の改正案及び議員立法として予定されている品確法によつて、この不調、不落問題についてどのような効果が発揮できると考えているのか、お答えいただきたい。

○高木副大臣 御指摘のとおり、業界全体が疲弊している、これまで公共工事をどんどん減らしてきたという中で厳しい状況にあると思いますが、そうした中で、不調、不落の今の御質問でございます。

先ほど土井政務官も、入札不調の原因というのは予定価格が実態の価格に合っていないことと認識しているという答弁をされましたけれども、おっしゃるとおり、人材の確保に非常に苦労しているという声も聞きます。

それで、しっかりと総合的にいろいろな対策をしていかなきゃならぬというような思いでございまして、一つ挙げますと、まさに国と地方が統合した形で発注見通しを公表していく。そうすると、事業者も、次はどんな工事が国から出る、地方から出るというのがわかりやすくなって、しっかりと対応しやすくなるのではないかと。あるいはまた、技術者等の不足状況に応じて発注ロットを大型化するという点、それから主任技術者の兼任要件の緩和、そういったようなところもやっているところでございます。

また、現場の技能労働者の高齢化や、若年入職者の減少といった構造的な問題が生じておりますので、このたびの建設業法の改正案には、中長期的な視野から、こうした状況に歯どめをかけることを目的としておりまして、まず、技能労働者に適切な賃金が支払われるよう、先ほどから議論されておりますけれども、ダンピング対策の強化を図るということにいたしました。ダンピング防止を公共工事の入札契約において基本とすべき事項に追加する、これにより、地方自治体も含めた発注者に対し、ダンピング対策の強化を要請することが可能になります。

さらに、入札の際に、入札金額の内訳を提出することにします。これによつて、見積もり能力のない業者を排除するということが可能になります。

また、事業者団体等が、技術者、技能者の育成についてすぐれた取り組みを行っているという場合には、国が積極的な支援を行うということにしております。

中長期的な担い手の確保に向けて、現在、議員立法として品確法改正案が提出されておりますけれども、一体となつて改正法の的確な運用を図ることによりまして、担い手の確保のための取り組みを一層強化していきたいというふうに考えているところでございます。

○穀田委員 それはそのとおり。私、言っていることが全部悪いと言っているんじゃないんです。ただ、そう簡単にいくかという話をしていただいですよね。

賃金の問題は後で言いますが、私は、この間の問題を洗い出して、今副大臣からありましたように、見通しの公表というようなことを言っていましたけれども、確かに、先の見える形で業者対策、技能労働者の育成、若年労働者対策の充実が必要だと思っております。

先ほど私は京都と言いましたが、京都府内でもこの間、建設業者が倒産、廃業に追い込まれて、業者数は、ピーク時の、九十九年度だと思

うんですけども、約七割で、京都でいいますと一万一千六百六十五社に落ち込んでいます。京都府建設業協会会長の岡野益巳さんも、地域の建設業は、地域の経済、雇用を支え、インフラ整備や住民生活の安心、安全を守る上でなくてはならぬ産業、地元の業界の維持、育成のために、後継者、若者のためにも行政が手を打つべきだということで、府議会でも参考人としてこの実態を発言しているほどなんです。そういうことを踏まえて、私もどしどしは、育成その他についてきちんと方向性を持つてやるべきだということを言っているわけですね。

そこで次に、政府は、大型開発事業はこの間、国際競争力の強化ということで熱心に行っているわけですが、その点について少し聞きたいと思っております。

消費税増税がありましたから、その景気の腰折れを防止するために、政府は、二月に成立した補正予算の公共事業費は九月までに九〇％執行を指示するなど、公共事業予算の消化を先に取りとばかりに進めています。しかし、入札不調が続いている状況下で、一定の地域内で大規模工事が発注されると、業者や技能労働者が集中し、小規模工事での不調割合が高まるおそれがあります。

だから、当面、業者と技能労働者の絶対的不足を考慮して、東日本大震災被災地の復旧復興事業や全国の防災事業、老朽化対策など、住民生活に直結する身近なインフラの整備、住民生活に欠かれない事業を最優先して実施するようにすべきじゃないかと思うんですが、その辺、いかがですか。

○土井大臣政務官 今御指摘いただきましたように、住民生活に密着している小規模な公共工事を優先してやるべきだという御指摘をいただきました。

新設工事や大規模工事に比べますと、手間がかかることや効率性が悪いケースがあるなどにより、業者が受注を敬遠するという指摘もございま

す。このため、主任技術者が兼任できる範囲の拡大を図るなど、橋梁補修などの維持修繕工事についても四月より新たな歩掛かりを設けるなど、施工実態を反映した積算基準の見直しを行ったところでもございます。

とにかく、地元で頑張っていたでいてる建設産業の皆さん方が、地域の守り手ということで事業に積極的に取り組んでいただくこと、このことが一番大切だと思っておりますので、入札時には地域要件の設定など、地元建設企業の受注機会の確保などを図ることにいたしておりますし、複数年契約の導入や共同受注などを通じて、地元に通じた企業が地域のインフラ維持管理等の業務を計画的、安定的に受注できるよう配慮をしながら進めてまいります。今後とも、バランスのとれた公共工事の推進を図ってまいりたいと思っております。

○穀田委員 土井さん、仕掛けはわかるんですよ。けれども、そのことが実態として下でそうなっているのかという話をやはり見ないと、かけ声はいつもそれで割と調子ええねんけど、どうしても現実はそうなっていないということで、地方紙などは、それぞれの保育所だとか小学校の跡地利用だとか病院の問題だとかというのが、ずっと後回しになっているということを全部言っているわけですね。それは、大型事業にどんととられると、実際にはそういうものがないという現実があるわけですね。だから、優先的なそういうやり方というのをきちんとしないとだめなんじゃないか。

だから、そういう意味でいうと、国際競争力強化、国土強靱化という名のもとに、大型工事を事実上優先するというやり方自体を直さないと、先ほどの話が、何というんですかね、実際にやられないという結果になりますという話をしているんですからね。そこはよく御理解いただきたいと思えます。

そこで、労働者の賃上げの問題であります。技能労働者の育成、若者就労増へ賃上げは不可欠

で、労働単価の引き上げなどが反映しているかどうかという問題について聞きます。

公共工事設計労務単価の引き上げが現場の労働者の賃上げにどう反映しているか、その進捗状況について聞きたいと思えます。

労働単価は、二年間で二三%引き上げられました。現場の労働者の賃金はどれだけ上がったか、把握していますか。

○毛利政府参考人 建設業の担い手を将来にわたって確保していく上では、賃金を含めて処遇の改善を図っていくということが重要でございます。

御指摘ありましたように、昨年四月には、十六年ぶりに設計労務単価を一五・一%と大幅に引き上げましたが、その後、十月時点の調査結果におきまして、さらなる賃金の上昇傾向が認められましたので、これを反映するために、本年二月、全国平均で七・一%の再引き上げを行いました。

さらに、この設計労務単価の引き上げが実際の賃金の引き上げにつながるように、建設業団体に對しまして、大臣、副大臣から直接、繰り返し、適正な水準の賃金を支払うように要請をいたしております。

これを受けまして、各建設業団体におきましても、適切な賃金確保について決議を行うなどの取り組みを進めていただいております。ごいまして、昨年六月末時点で、賃金支払い実態について国交省が行いました調査によりますと、賃金を引き上げると回答した企業はまだ三七%でございましたが、本年二月に再度調査いたしましたところ、これが五一%と拡大をしております。この五一%の数字は、元請から二次下請まで見ても、ほぼ同様の傾向にありました。

また、技能労働者に限りませんが、毎月勤労統計調査による、いわゆる職別工業業の賃金水準で見ましても、建設業の場合、全産業を上回った上昇率というのが確認されております。

私どもとしては、引き続き、下請取引実態調査等の結果を受けまして、適切な賃金支払いの

要請をしてまいりますし、また、例年十月の公共事業労務費調査に加えまして、サンプル数を絞って、ボーナスも把握する形で七月に調査をするなどを通じて、賃金上昇の動きが下請を含めた技能労働者に確実に行き渡るように努めてまいりたいと考えます。

○穀田委員 努めてまいりたいと。

何ぼ上がったかという話を聞いているわけですが、要するに、まだわからぬということですね。上がったと言っている。上げたと言っていることと、上がった、何ぼ上がったかという話は別やねん。

それから、それを聞いてるわけですね。それで、私、全京都建築労働組合、略称は京建労ですが、その方々から、現場の労働者の話を聞きました。

まず、京都市発注工事現場に行つて、そこで、なぜそういうことを言っているかというところ、毛利さんも京都にいらしたから。京都の現場ではどうか、設計労務単価は知っているかと十五人にアンケート調査をやつて、現場へ入つていて、知っている人は四人。労働単価が上がったことは知っているか、二人。こういうふうな、現場の労働者のところで行くと、やはりそういう認識が確実に、着実に浸透してないという現実があります。

さらに、京建労は全建連傘下ですから、重層下請構造のもとで頂点に立つ元請企業が現場の実態を知り、要求に耳を傾けることが必要だということ、企業側、組合側の共通認識のもとに、一九八三年から企業交渉を行つていまして、この四月に行つた交渉の中で、法定福利費は従来から込み、それから別枠記載のつもりはないという認識の会社があるわ、それから、協力会社二百社のうち標準見積書を活用しているのは八社という回答が見られているんですね。だから、賃金の現状、そういう事実認識、今言っている下請構造のもとでの実態、こういつたことからしますと、まだまだ現場の労働者まで賃上げは反映していないということが見てとれます。

中にはこういうのもありまして、受注額が引き上げられているわけですが、元請業者の中には、これまでの受注で出た赤字を取り戻すということで賃金の引き上げに反映させないところもあるし、やはりそういう意味で、先ほどありましたが、私は、現場の賃金がどうなっているかというところを含めて、労働者の賃金を直接引き上げるために公契約法などの制度が必要だということが改めて浮き彫りになったと思うんですが、いかがですか。

○太田国務大臣 最後に公契約法のお話がありましたが、前半のお話は、とにかく労働単価の引き上げが最前線のところまでいかなくちやいけない、そして社会保険も入つてもらわなくちやならないということについては、さらに我々としては努力して、徹底してまいりたいというふうに思っています。

公契約については、建設業は技能労働者の処遇改善や若手入職者の増加を図るためにも技能労働者の適切な賃金水準を確保する必要がありますが、賃金等の労働条件は、労働基準法等の関係法令に反しない限りにおいて労使が自主的に決定するとされております。

公契約法によつて賃金等の基準を新たに設けることについては、既に条例を運用している九つの地方自治体の状況等を注視する必要がありますが、今後も幅広い観点からの慎重な検討が必要ではないかというふうに考えております。

○穀田委員 これもいつも私は言うんですけども、大体平行線で行っている、それはそれとして承つておきますけれども、やはり、行政が交渉や話し合いの場を確保するイニシアチブを発揮することが大事じゃないか。労使間と言うんだけれども、現実には一人親方で相手にもされない状況が広く存在しているのがこの業界ですね。だから、私は、技能労働者の組織する労働組合が対等に交渉できるように、行政、政治が役割を果たすべきじゃないかということを一貫して主張しているというところを記録しておいていただきたいと思いま

す。

あと、品確法について聞きます。

この法改正に、労働者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善を加えた意義について聞きます。

公共工事品確法の改正案では、このことが新たに規定されましたけれども、私は、品確法制定時に、この規定をきちんと明記すべきだと当時申し入れたんです。残念ながら、かなわなかったわけですが、今回規定されたことについて、大臣はどういう感想を持っておられますか。

○太田国務大臣 建設業の置かれている状況を考えますと、技能労働者の処遇改善というのは非常に大事なことで、今回規定されたことについて、このたびの品確法改正案におきまして、公共工事の品質を現在及び将来にわたって確保する上で、賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるよう配慮されなければならないという旨が盛り込まれたということは重要な意味があるというふうに考えています。

建設投資の急激な減少やダンピングの横行など競争の激化によりまして、建設企業の疲弊や下請へのしわ寄せ、現場の技能労働者の就労環境の悪化により離職者の増大などを招きました。こうしたことが起こらないように、今般の建設業法等の改正法案とあわせて、引き続き技能労働者の労働環境の改善に向けて強力に取り組んでいきたいと思っています。

○穀田委員 ちゃんと取り組んでいただきたいと思うんですね。私は当時、公共工事の品質を確保するに当たっては、建設産業の特徴である元請と下請という重層的な関係を考慮し、直接公共工事を施工する事業者の対価及び作業に従事する労働者の賃金、労働時間等の労働条件を適正に確保すること、こういうことが必要じゃないかということを当時提案しました。

実は、もう一点、そのとき私は提起しているんですね。それは、労働条件、労働環境の改善の責

務は発注者も同様と違うのかということを私は提起したんですね。せっかく公共工事品確法の理念と事業者の責務に加えられたけれども、発注者の責務には規定されていないように見える。発注者こそ労働者の労働条件や労働環境の実態を把握して改善させるべきだと思っても、国交省としてどのようにこの点は具体化するおつもりか、聞きたいと思っています。

○太田国務大臣 よい品質のものををつくるためには、一部の発注者の、安ければいい、この数年そうした傾向があつて、逆に、受ける方も仕事がないものから赤字覚悟でとっていくというふうなことの、悪い方向へのスパイラルが働いたというところがあったと思います。このため、発注者において、市場における取引価格等を的確に反映した予定価格を適正に定めることが重要であります。

また、ダンピング受注が行われると、下請企業、現場の技能労働者へのしわ寄せによりまして、技能労働者等の就労環境が悪化するという可能性がございます。今回、低入札価格調査基準の設定等のダンピング対策の強化を、この法改正というところの上で図つてまいりたいというふうに思っています。

これらの発注関係事務が適切に運用されるように、今後、国としてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○穀田委員 法案では、発注者の責務の中に、基本理念にのっとりという項目が書いてはあるんですね。けれども、少なくとも〇五年の当時、私は、こういうものを書くべきじゃないかと言つたわけですね。やはり今回も、発注者の責務というところにはつぎ書きが必要がある、労働条件、労働環境の改善の責務があるんだ、そういう具体的な項目を書かなきゃならぬ、そういうことが必ず必要だという時期が私はまた再び来ると思っています。そのことを述べて、終わります。

○梶山委員長 これより両案について討論に入るのではありませんが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、内閣提出、参議院送付、建設業法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○梶山委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○梶山委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、望月義夫君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党の五会派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。泉健太郎。

○泉委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたので、その趣旨を御説明申し上げます。

趣旨の説明は、案文を朗読してかえさせていただきます。

建設業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 建設工事の適正な施工とその中長期的な担い手確保を図るため、低入札価格調査制度などの導入が進んでいない市町村において導入を促進することなどのダンピング受注対策の更なる強化を図ること。

二 公共工事設計労務単価の引上げが一次下請以下の全ての建設労働者の賃金上昇につながるよう、賃金の支払い状況の把握を含め必要の対策を講ずるとともに、最近の技能労働者の不足等の市場実態を反映した公共工事設計労務単価の適宜適切な見直しを行うこと。

三 建設業許可に係る業種区分の見直しによつて新設される解体工事業の許可に当たっては、混乱のないように円滑な施行に努めるとともに、解体工事に伴う重大事故が絶えないことに鑑み、公衆災害の防止に万全を期すること。

四 公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の義務付けに当たっては、一次下請以下の施工体制の的確な把握により、手抜き工事や不当な中間搾取などの防止、安全な労働環境の確保などの適切な施工体制の確立を図ること。

五 建設労働者の社会保険の加入が早急かつ確実に実現されるよう、適正な額の請負代金での下請契約の締結を含め指導監督を強化するとともに、所要の対策を講ずること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わります。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○梶山委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣太田昭宏君。

○太田国務大臣 建設業法等の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって可決されましたことに深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいり所存でございます。ここに、委員長を初め理事の皆様、また委員の皆様、御指導、御協力に対し、深く感謝の意を表します。

まことにありがとうございました。(拍手)

○**梶山委員長** 次に、内閣提出、参議院送付、建築基準法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**梶山委員長** 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**梶山委員長** ただいま議決いたしました法律案に対し、望月義夫君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党の五会派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。泉健太君。

○**泉委員** ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨の説明を申し上げます。

趣旨の説明は、案文を朗読してかえさせていたいただきたいと存じます。

建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 木造建築関連基準の見直しにより、国産木材の利用促進や十分な安全性が確保された大規模な木造建築物の一層の普及が図られるよう、地方公共団体や関係団体等と連携し、改正内容等の周知に万全を期すこと。また、伝統的工法による木造建築物についても一般的に建築が可能となるよう、基準の策定等に向けた検討を行うこと。

二 構造計算適合性判定の申請が建築主による直接申請になることに伴い、その必要性等の判断や申請手続等に支障が生じることのないよう、建築主等に向けた十分な情報提供や相談体制の整備について地方公共団体に対し助

言を行うこと。

三 本法による定期調査・検査報告制度の見直しに合わせ、調査・検査結果の報告率の一層の向上が図られるよう、地方公共団体等と連携し、適切な施策を講ずること。

四 高齢者等の入居する施設等において火災に対する十分な安全性の確保が図られるよう、本法により強化される防火設備等に対する定期検査の確実な実施及び報告結果を踏まえた適切な是正指導等の実施について地方公共団体にに対し助言を行うこと。

五 建築物やエレベーター等の建築設備に関する事故等の発生に際しては、本法により創設される調査権限を十分活用し、地方公共団体や関係団体等と連携して、迅速な原因解明や対策の実施に努めること。また、国における建築物等の事故等に対する調査体制の充実に努めること。

六 建築物における省エネルギー化を抜本的に進める観点からの基準の見直し、人の健康に悪影響を与えるおそれのある建築材料の使用抑制など、基準の在り方について幅広い観点から検討を行うこと。また、既存建築物の長寿命化のための新たな設備の付加や減築に関わる技術指針を示し、基準の在り方について検討すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○**梶山委員長** これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**梶山委員長** 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣太田昭宏君。

○**太田国務大臣** 建築基準法の一部を改正する法

律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって可決されましたことに深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいり所存でございます。

ここに、委員長を初め理事の皆様、また委員の皆様、御指導、御協力に対し、深く感謝の意を表します。

まことにありがとうございました。(拍手)

○**梶山委員長** お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**梶山委員長** 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○**梶山委員長** 次に、参議院提出、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。参議院国土交通委員長藤本祐司君。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○**藤本参議院議員** ただいま議題となりました公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

建設産業においては、近年の建設投資の急激な減少や受注競争の激化により、いわゆるダンペン

グ受注などが生じています。そのため、地域の建設企業の疲弊、下請企業へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下を初めとする就労環境の悪化に伴う若手入職者の減少、さらには、建設生産を支える技術、技能が承継されないという深刻な問題が発生しています。このような状況のもと、今後、公共工事の品質確保の担い手や将来にわたる公共工事の品質の確保に大きな懸念が生じています。既に地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全、安心の維持に支障が生じていることが指摘されています。

また、公共工事の発注者側においても、発注関係事務に携わる職員が年々減少し、一部の発注者においては、発注関係事務を適切に実施できていないのではないかと懸念も生じています。

さらに、現在の入札契約方式が、時代のニーズや政策目的に対応し切れていないこと、民間の技術やノウハウを必ずしも最大限活用できていないこと、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や担い手不足等の構造的な問題に十分な対応ができていないことなどの課題が指摘されております。

本法は、東日本大震災からの一日も早い復興、防災・減災、インフラの適切な維持管理などの重要性が増す中、これらの課題に対応するため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、目的規定において、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進について明記するとともに、将来の公共工事の品質確保の促進を図ることを明記することとしております。

第二に、基本理念において、施工技術の維持向上及びそれを有する者の中長期的な育成及び確保、完成後の適切な維持管理、地域の担い手の育成及び確保への配慮、ダンピング受注の防止、適正な額での契約の締結と公共工事に従事する者の労働環境の改善への配慮、点検、診断を含む調査

設計の品質確保などについて明記することとして
います。

第三に、発注者の責務として、担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、予定価格の適正な設定、不調、不落による再度入札等の場合の速やかな契約の締結、ダンピング受注の防止措置、計画的な発注及び適切な工期の設定を行うことなどについて定めることとしています。

第四に、受注者の責務として、現在及び将来の公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技能労働者等の育成及び確保と労働環境の改善、適正な額での下請契約の締結に努めることを定めることとしています。

第五に、発注者は、競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等に努めるとともに、段階的選抜方式、技術提案の審査及び価格等の交渉による方式、複数年契約や共同受注など地域における社会資本の維持管理に資する方式など、多様な入札契約方法の中から適切な方法を選択することができることとしています。

第六に、国と地方公共団体は連携協力することとし、国は、発注者を支援するため、地方公共団体や民間事業者等の意見を聞いて、発注関係事務の運用に関する指針を定めるものとするともに、地方公共団体が講ずる施策に関し、必要な援助を行うよう努めなければならないこととしています。

第七に、調査及び設計の発注者は、公共工事に準じ、その品質の確保に努めなければならないこととするともに、国は、調査及び設計に関し、これらに係る資格等の評価のあり方などを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしています。

以上が、本法律案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○梶山委員長 本案につきましては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

参議院提出、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○梶山委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○梶山委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、望月義夫君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党の五党派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。寺島義幸君。

○寺島委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

趣旨の説明は、案文を朗読してかえさせていただきます。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 発注者の予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げが行われないよう、関係機関にその趣旨を徹底すること。

二 公共工事の入札不調等の発生の増加に鑑み、予定価格と実勢価格の乖離の対策として、本法に基づく見積徴収方式が発注者にお

いて活用されるよう促進するとともに、見積価格の妥当性を適切に確認し、適正な予定価格の設定を図ること。

三 多様な入札及び契約の方法の導入に当たっては、談合などの弊害が生ずることのないよう、その防止について十分配慮するとともに、入札契約における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずること。

四 段階的選抜方式の実施に当たっては、恣意的な選抜が行われることのないよう、案件ごとに事前明示された基準にのっとり、透明性をもつて選抜を行うこと等その運用について十分な配慮を行うこと。

五 発注者を含む関係者が連携し、公共工事の受注者が、適正な額の請負代金での下請契約の締結、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者、技能労働者等の育成及び確保、これらの者に係る資金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めるよう適切な措置が講じられること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○梶山委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣田田昭宏君。

○田田國務大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨を十分に尊重し、努力してまいりますので、ご意見を。

○梶山委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○梶山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○梶山委員長 次回は、来る三十日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 基本方針等(第九条―第十一条)

第三章 多様な入札及び契約の方法等

第一節 競争参加者の技術的能力の審査等(第十二条―第十三条)

第二節 多様な入札及び契約の方法(第十四条―第二十条)

第三節 発注関係事務を適切に実施することのできる者の活用及び発注者に対する支援等(第二十一条―第二十四条)

附則

第一章 総則

第一条中「かんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにする

とともに、「を」を「鑑み」、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その他の担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の「に」を「により」、「の下に」「現在及び将来の」を加える。

第三条第一項及び第二項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第七項中「当たっては、公共工事に関する調査の下に」「（点検及び診断を含む。以下同じ。）」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「踏まえ」の下に、「公共工事に準じ、その業務の内容に応じた必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「当たっては」の下に、「公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み」を、「請負契約の下に」「（下請契約を含む。）」を加え、「締結し、」を「適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等」に改め、「履行する」の下に「とともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善される」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項中「競争に付された」を削り、同項を同条第九項とし、同条第四項中「並びに適正な」を、「その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。

7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保に

ついて配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。

第三条第二項の次に次の二項を加える。

3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

第五条中、「国との連携を図りつつ」を削る。

第十五条第三項中「育成」の下に「及びその活用促進」を、「備えた者の」の下に「適切な評価及び」を、「協力」の下に「発注者間の連携体制の整備」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二項の規定により、契約により発注関係事務の全部又は一部を行う者は、基本理念のつとめ、発注関係事務を適切に実施しなければならない。

第十五条を第二十一条とする。

第十四条前段中「発注者は」の下に「前条第一項の場合を除くほか」を加え、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条及び節名を加える。

（地域における社会資本の維持管理に資する方式）

第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式

二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式

三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業者が競争に参加することができる（とする方式）

第三節 発注関係事務を適切に実施することができ発注者の活用及び発注者に対する支援等

第十三条第二項中「前条第四項ただし書」を「第十五条第五項ただし書」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（技術提案の審査及び価格等の交渉による方式）

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができると認められる者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。

第十二条の見出し中「技術提案」の下に「を」を求める方式を加え、同条第一項中「（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項前段中「発注者は」の下に「競争に付された公共工事につき」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案

に係る負担に配慮しなければならない。

第十二条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（段階的選抜方式）

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

第十一条を第十二条とし、同条の次に次の一条、節名及び一条を加える。

（競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等）

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

第二節 多様な入札及び契約の方法（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

第十条を第十一条とし、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第三章 多様な入札及び契約の方法等

第一節 競争参加者の技術的能力の審査等

第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。
第七条中「実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上」を「実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金で下請契約の締結」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公共工事の受注者(受注者となろうとする者を含む)は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。
第七条を第八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第二章 基本方針等

第六条第一項中「公共工事の発注者(以下「発注者」という。))を「発注者」に、「その発注に係る」を「現在及び将来の」に改め、「確保されるよう」の下に、「公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ」を、「という」を「の下に」に改め、次に定めるところによる等を加え、同項に次の各号を加える。

一 公共工事を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができ、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかつたと認める場合において更に入札に付するときその他必要があるとき、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、

できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三 その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によつては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。
四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

五 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示されない施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があるとき、認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。
第六条第二項中「及び他の発注者による発注に」を「に、及び発注者間においてその発注に相互に」に、「これらの資料の保存に」を「その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の」に改め、同条第三項中「ために」を「ため」に改め、「整備に」の下に「努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう」を加え、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。
(国及び地方公共団体の相互の連携及び協力)
第六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない

い。
本則に次の三条を加える。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。
(国の援助)

第二十三條 国は、第二十一条第四項及び前条に規定するもののほか、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
(公共工事に関する調査及び設計の品質確保)

第二十四條 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、その発注に当たり、公共工事に準じ、競争に参加しようとする者について調査又は設計の業務の経験、当該業務に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する事項を審査すること、受注者となろうとする者に調査又は設計に関する技術又は工夫についての提案を求めることその他の当該業務の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法を選択すること等により、その品質を確保するよう努めなければならない。
2 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、業務状況の評価の標準化並びに調査又は設計の成果及び評価に関する資料その他の資料の保存に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格

等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

3 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。
第十条第三項中「第十二条第四項本文、第十三条第一項前段及び第十四条」を「第十五条第五項本文、第十六条、第十七条第一項前段、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条」に改める。

理 由

公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保、その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止等を定めるとともに、多様な入札及び契約の方法等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。